

Passport Advantage



IBM

2023年5月

日本アイ・ビー・エム株式会社
Passport Advantage Operations

第3版

変更履歴

本資料の変更履歴を以下に示します

発行月	バージョン	変更点
2023年 1月	第1版	初版
2023年 3月	第2版	前版からの変更点がわかるように変更履歴(当ページ)を追加しました 2023年2月に発表されたIPAA Version11(Z125-5831-11_ZZ_02-2023_ja)に則した内容へ変更しました(タイトルに”(PA11)”とあるページが変更のあったページです)
2023年 5月	第3版	p.29をIPAA Version11に則した内容へ変更しました

1 - パスポート・アドバンテージのご契約条件(IPAA)概要

1. (一般的に)ソフトウェア / ライセンスとは
2. IBMソフトウェア・ライセンスの契約書体系
3. パスポート・アドバンテージのご契約条件への同意とその更新
 - 3-1. エンタープライズについて
 - 3-2. 料金レベルについて
 - 3-3. お客様の使用環境に応じた契約条件(フルキャパシティーとサブキャパシティー)
 - 3-4. IBMソフトウェア・ライセンスの提供形態と課金単位
 - 3-5. サブスクリプション&サポートとアニバーサリー・デート
 - 3-6. ライセンス管理について
5. IPAAのまとめ / ご留意いただきたいいくつかのポイント
6. パスポート・アドバンテージ・エクスプレスとは

2 - IBMソフトウェアを仮想化環境で使う

1. ライセンス管理の遵守について
2. サブキャパシティー・ライセンスとは
3. サブキャパシティー・ライセンスの利用条件
 - 3-1. ライセンス管理ツール: IBM License Metric Tool(ILMT)
 - 3-2. ILMTに関する注意点/よくあるお問い合わせ
4. サブキャパシティー・ライセンスの利用条件(コンテナ環境)
5. Public CloudでのIBMソフトウェアの利用について(BYOSL)
6. IBMソフトウェアを稼働させることができる範囲
7. 利用環境毎のライセンス管理のまとめ

お問い合わせ先



1 パスポート・アドバンテージのご契約条件(IPAA)概要

ソフトウェア / ライセンスとは

● ソフトウェア

- 「著作物」であるプログラムの集合体です
- お客様はソフトウェアそのものを購入するのではなく、著作権を持つメーカーからの使用許諾受け、使用します
- 「Price」について

ソフトウェア: 「著作物」であるプログラムの集合体であり、使用する権利の使用量によって金額が決まるので、「料金」と表記

ハードウェア: 製品そのものに価値があり、お客様が所有権を有するので、「価格」と表記

● ライセンス

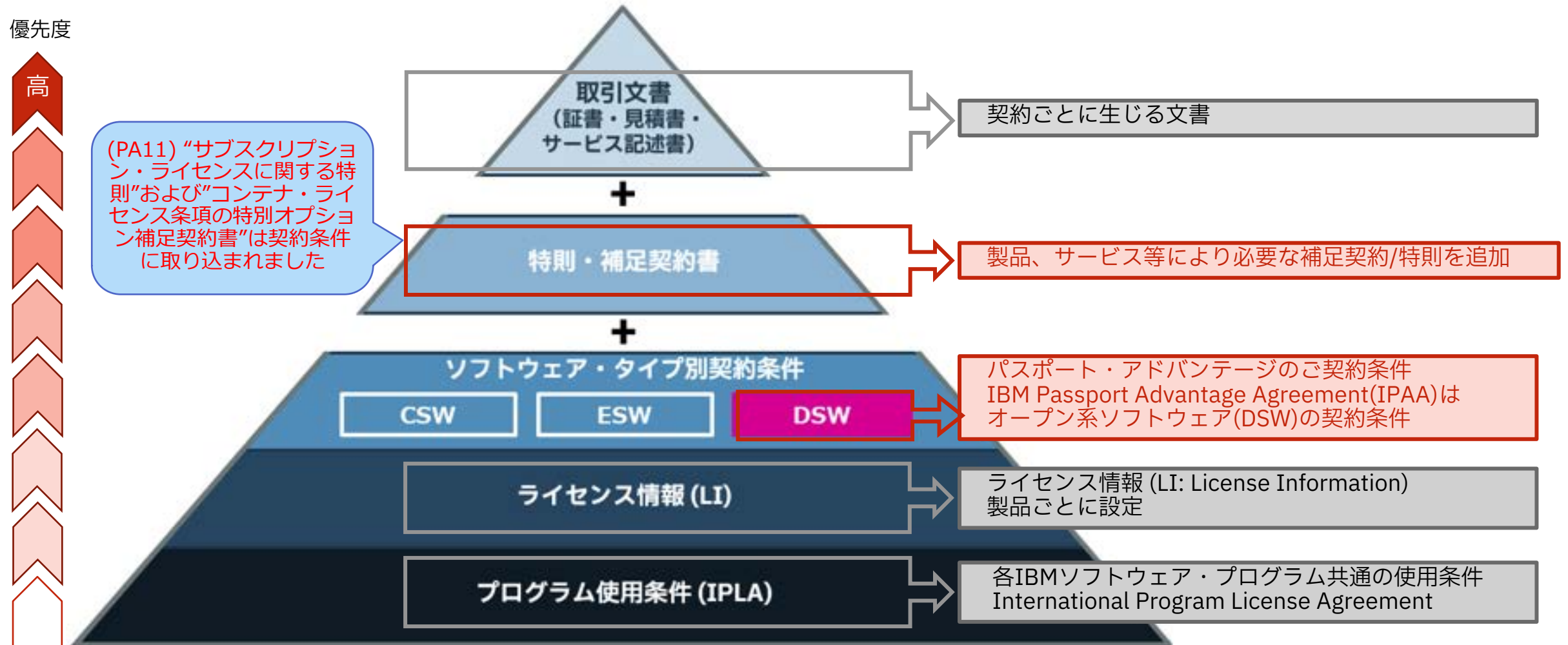
- ソフトウェアの使用を開始する際、必ず使用許諾契約に対する同意が求められます
例) ソフトウェアのインストール時に「ソフトウェア使用許諾契約」を表示、使用者に「同意する」ボタンをクリックさせる等
- もし使用許諾契約の内容に同意しない場合、使用許諾契約は不成立となり、ソフトウェアをインストール/使用することはできません
- IBMソフトウェアを使用するためには、お客様はIBMと使用許諾契約を結ぶ必要があり、これを元に「使用許諾権」(ライセンス)が付与されます

● まとめ

- プログラムの集合体であるソフトウェアは、音楽や本と同様に「著作物」であり、ソフトウェアの所有権、著作権はメーカーが保有します
- ソフトウェアを発注し、「使用許諾契約」に合意することにより「使用許諾権」(ライセンス)が付与されます
- 使用許諾契約を元にソフトウェアを使用するため、使用許諾契約の条件を理解することが非常に重要です

IBMソフトウェア・ライセンスの契約書体系 (PA11)

IBMのソフトウェア・ライセンスは、複数の契約・特則等で成り立っています
契約条件・特則・取引文書には優先順位があり、優先度が高い順に条項は上書きされます
この資料ではパスポート・アドバンテージのご契約条件を説明し、一部関連する補足契約書、特則を次回以降の資料で説明します



IPAA: <https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/internal?id=Z125-5831&lc=ja#detail-document>

- お客様は登録申請書を提出することによってIPAAに同意されています (IPAA 1-a.)

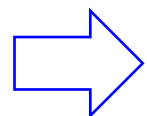
1. 受諾

- a. 「お客様の幹事会社」(「IBM パスポート・アドバンテージ-登録申請書」で「オリジナル・サイト」として特定されます。)および以降追加登録するお客様の「エンタープライズ」の会社(「IBM パスポート・アドバンテージ-登録申請書」で「追加サイト」として特定されます。)は、「IBM パスポート・アドバンテージ-登録申請書」を IBM またはお客様が選定した「IBM ビジネス・パートナー」に提出することにより、「IPAA」に同意したものとみなされます。

- 常に最新のIPAAが適用されることが明記されています (IPAA 15-g.)

- g. IBM は、<http://www.ibm.com/terms> に通知を掲載することにより、「IPAA」の変更をお客様に通知します。お客様は、その Web ページを登録することにより、そのような変更の通知を直接受け取ることができます。新しい「IPAA」の発効日は、既存のお客様については文書の発行日から 3 か月後となり、変更は遡及して適用されることはありません。変更は、発効日以後の新規注文および更新注文に適用されます。お客様は、新しい「IPAA」の発効日以降に新規の注文を行った場合、または取引の更新を行った場合、当該変更を受諾したものとみなされます。

(PA11) 変更の通知方法が、eメールによる発信から、『IBMのご利用条件へようこそ』のページをサブスクライブして通知を受け取る形に変わりました



全てのPAのお客様に、その時点で最新のIPAAが適用されます

IPAAのポイント

エンタープライズ(議決権による連結会社によるお客様グループ)の導入



購入ライセンス・ボリュームによるレベル別料金の採用



お客様の使用環境に応じた契約条件(フルキャパシティーとサブキャパシティー)



利用方法に応じた多様なライセンスを提供(永続ライセンス、期間ライセンスとクラウド・サービス)



ソフトウェア・サブスクリプション&サポートを標準提供し、安心してIBMソフトウェアを使用できる環境を提供

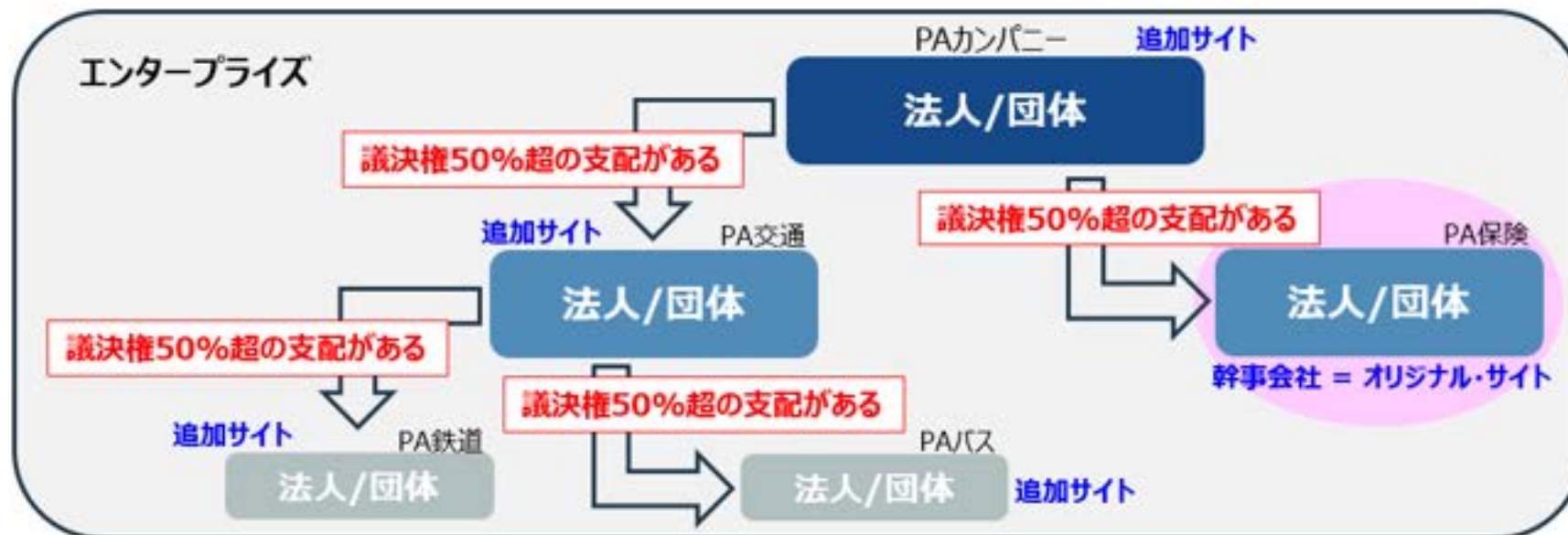


ライセンス管理について





パスポート・アドバンテージのご契約時にはお客様登録/サイト登録が必要になり、エンタープライズとよばれるお客様グループに対し行われます。取りまとめていただく幹事会社をオリジナル・サイトとし、会社・事業所・事業部等、任意の単位で追加されたサイトを追加サイトと呼びます。お客様単体での登録も可能ですが、50%を超える議決権による支配があるお客様グループ(=エンタープライズ)の中に登録することも可能です。



オリジナルサイトの役割

幹事会社(=オリジナル・サイト)がエンタープライズの所有するライセンスを一元管理できます
一方、エンタープライズのすべての追加サイトのライセンス契約条件遵守に対する責任を有します



エンタープライズの利点

追加サイトを登録することにより、お客様の希望する単位でライセンスを保有/管理いただけます
エンタープライズ内のライセンスは、他サイトで使用することも、他のサイトへ移行することも可能です
エンタープライズ内でポイント(後述)が合算されます



それぞれのIBMソフトウェアに対し、注文された際のポイントが設定されています
1年間の注文ポイントの累計にて、次年度の料金レベルが決定されます (IPAA 4.2-a~c.)

RSVP/SVP レベル表:

RSVP/SVP レベル	BL	D	E	F	G	H
ポイント	<500	500	1,000	2,500	5,000	10,000

(PA11) ガバメント
/アカデミックオプ
ションに関する記述
が追加されました

- c. 「IBM パスポート・アドバンテージ - 登録申請書」で「ガバメント」タイプまたは「アカデミック」タイプとして登録されているお客様のサイトについては、割引料金が適用され上記の第 4.2 条の条件は適用されません。「アカデミック」タイプの料金は、「対象製品」を教育機関の学術研究または管理目的でのみ使用する必要があり、商業目的で使用することはできません。



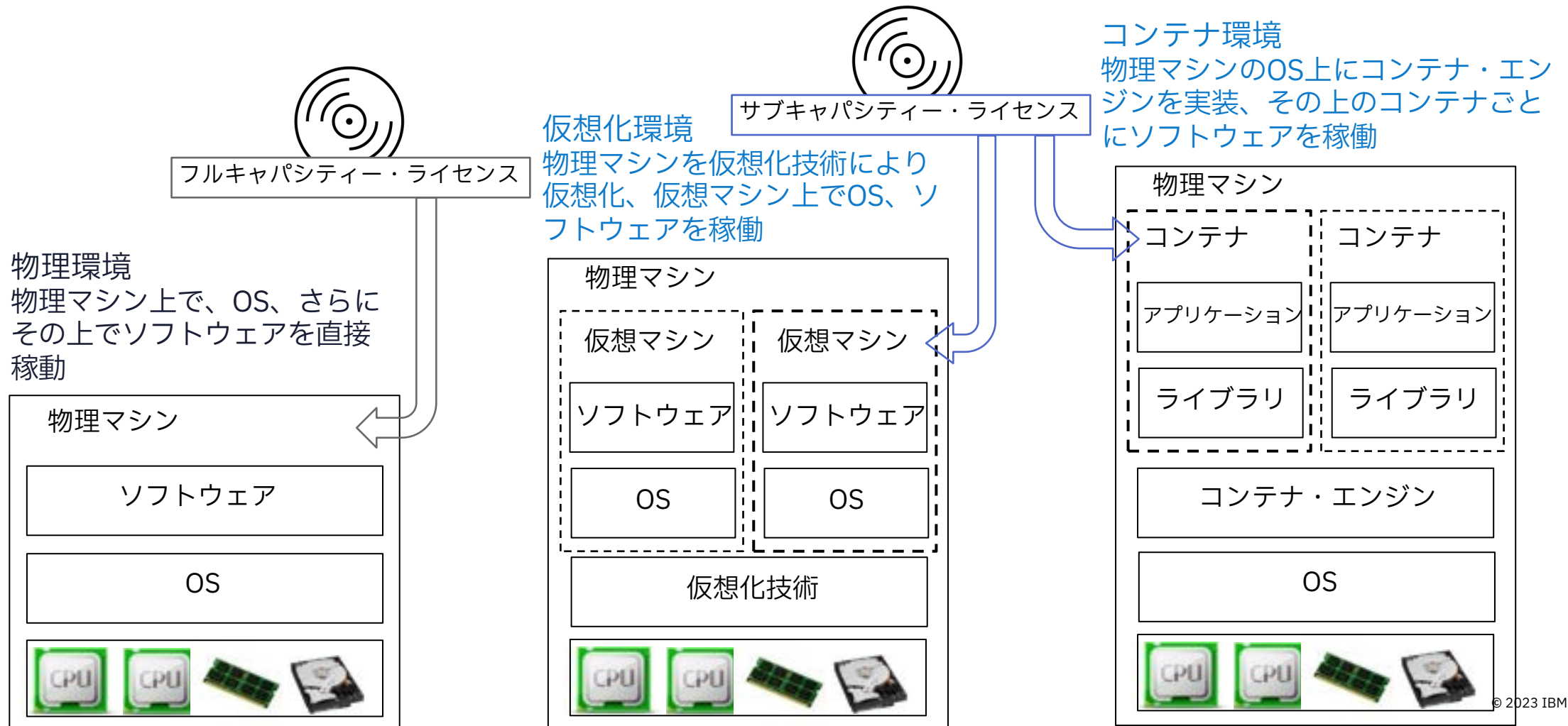
料金レベル変更のポイント

- ✓ エンタープライズ単位でポイントを合算、料金レベルを決定します
- ✓ レベルが上がる場合は、日次で料金レベル変更します
- ✓ アニバーサリー・デート(後述)に次年度の料金レベルが設定されます
- ✓ 料金レベルが下がる場合は、合計ポイントに関係なく1つ下のレベルになります
- ✓ お客様の料金レベルと発注ポイントに対応する料金レベルを比較し、お客様に有利な条件を適用します
- ✓ アカデミック・オプションおよびガバメント・オプションには料金レベルの適用はありません

使用環境に応じた条件(フルキャパシティーとサブキャパシティー)

お客様の使用環境に応じた契約条件
(フルキャパシティーとサブキャパシティー)

- 物理環境に応じたライセンスを取得をいただくのがフルキャパシティー
- 物理環境の上の仮想マシンの仮想コアに応じた取得が許可される特別なライセンスがサブキャシティー
- サブキャパシティーは仮想化環境とコンテナ環境に適用可能ですが、適用のための利用条件を全て満たすことが必須





永続ライセンス Perpetual License

従来のライセンス提供形態
IBMソフトウェアを恒久的に使用するため購入するもの

従来のライセンス	IBMソフトウェア単体のライセンスを提供
アプライアンス	ハードウェアにあらかじめインストールされたIBMソフトウェアで、トータル・ソリューションとして提供。ハードウェアの出荷があるため、納期・設備管理、設置作、保守サービスオプション等が付帯



期間ライセンス Term License

月単位で契約可能なプログラム使用权
期間中有効なソフトウェア・サブスクリプション&サポートが含まれる

月次ライセンス	1ヶ月から契約可能(最長60ヶ月まで) 12ヶ月単位の更新、もしくは初回契約期間と同じ期間に対する更新
サブスクリプション・ライセンス	クラウド・サービスの料金モデルと料金的に親和性があり、12ヶ月から契約可能。期間中のキャンセル不可 契約終了日は月末最終日マイナス1日になります
期限付使用权 Fixed Term License	12ヶ月の固定期間契約、更新も12ヶ月ごとに実施。期間満了日以前の解約が可能



クラウド・サービス Cloud Service

従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの

クラウド・サービス	サブスクリプション・ベースで提供され、12ヶ月以上使用で契約。ホストで集中管理され、お客様はWebブラウザ経由でアクセスする、お客様のビジネスに対応するIBMソフトウェア・ソリューション
-----------	---

(PA11) “サブスクリプション・ライセンスに関する特則” は契約条件に取り込まれましたので、個別の特則の締結は不要になりました



ユーザー・ベース・ライセンス

- Authorized User (許可ユーザー)
- Concurrent User (同時ユーザー)
- Floating User
- User Value Unit (UVU)



キャパシティー・ベース・ライセンス

- Install
- Processor Value Unit (PVU)
- Server
- Virtual Server
- Virtual Processor Core (VPC)



その他

- Resource Value Unit (RVU)
- Client Device



- 課金単位は、製品により異なります
- 複数の課金単位が存在する同一ソフトウェアの、同一マシン上での混在はできません
- どの製品がどの課金単位を有しているかについては、IBM製品担当へお問い合わせください

全てのライセンスに標準で12ヶ月間のソフトウェア・サブスクリプション&サポートを提供します
その後、S&Sを継続更新いただくことによって、引き続きサブスクリプション&サポートが受けられます
S&Sを続けて更新する継続S&Sと、一旦切れたS&Sを復活させる新規S&Sがあります



ソフトウェア・サブスクリプション

- アップグレード毎に予算確保する必要がなく、費用の平準化が可能です
- パスポート・アドバンテージ・オンラインから、プログラム・コードのダウンロード可能です
- 新バージョン/リリースの発表後、ダウンロードできるようになります



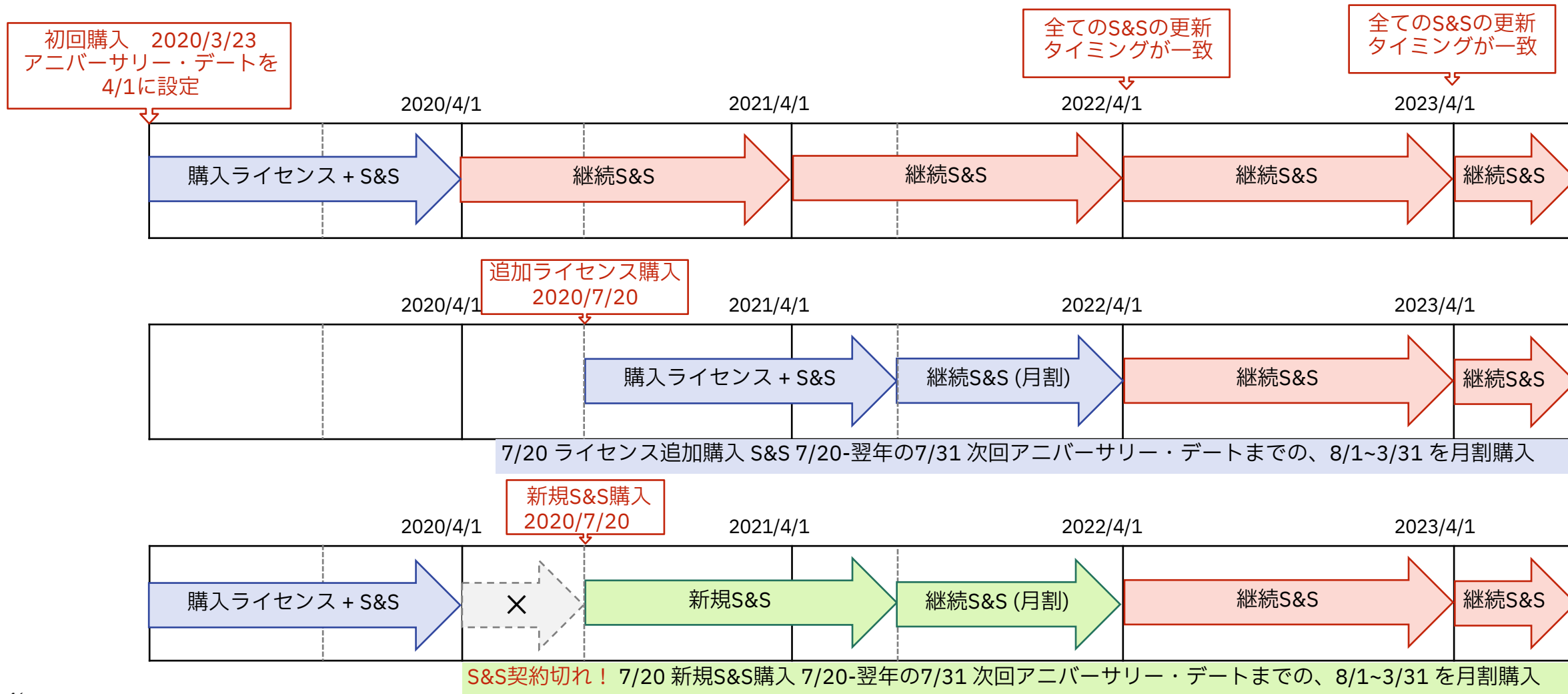
テクニカル・サポート

- 技術情報データベースへのアクセスを提供します
- 使用法や導入方法についての質問が可能です
- コードに起因する障害への支援を提供します
- 重要度1の障害については、24時間365日のサポートを提供します
- 電話経由に加えて、Webサイト経由での問題報告が可能です

アニバーサリー・デートの考え方

S&Sを継続更新いただく際の更新基準日、お客様の予算獲得サイクルに合わせて設定することができます

初回注文の1年後の翌月1日がアニバーサリー・デートとなり(別途指定可能)、エンタープライズに対し、ひとつの日を設定できます
追加ライセンス/新規S&S購入により、S&S満了日が設定済のアニバーサリー・デートと異なる場合、次回アニバーサリー・デートまでの期間を月額調整します





- お客様は登録申請書を提出することによってIPAAに同意されています (IPAA 1-a.)

- IPAAのライセンス管理に関する記述

- ライセンス管理はお客様の責任 (IPAA 4.1-a~c.)

4.1 ライセンスの確認

- お客様は、すべての「サイト」およびすべての環境におけるすべての「プログラム」について、以下を作成し、保存し、毎年 30 日前の通知により IBM に提供します。i) ライセンス記録、システム・ツール出力およびその他のシステム情報、ii) サポート文書 (以下、総称して「導入記録」といいます。)
- IBM およびその独立監査人は、合理的な通知を行った上で、お客様が (いかなる目的でも) 「プログラム」を使用するすべての「サイト」およびすべての環境において、お客様が「本契約」を遵守していることを確認できるものとします。確認は、お客様の通常業務時間内にお客様の施設内において、お客様の業務への影響を最小化する方法で行われるものとします。IBM は、独立監査人と機密保持契約を締結します。上記の「導入記録」の提供に加え、お客様は要求に応じて、正確な情報および「導入記録」を IBM およびその独立監査人に提供することに同意します。
- お客様は、以下について、速やかに IBM のその時点での現行料金で発注および支払いを行うものとします。i) 年間記録または確認記録に記載された許諾範囲を超えた導入、ii) 超過使用された期間または 2 年間のうちいずれか短い期間の導入に適用される「S&S」、iii) その他の追加料金、および当該確認の結果決定した債務。これには、税金、関税、規制手数料を含みますが、これらに限定されません。

*参考リンク(IBMソリューションブログ: IBMソフトウェアのライセンス管理に関するご紹介)
<https://www.ibm.com/blogs/solutions/jp-ja/ibm-sw-license-management/>

確実なライセンス管理をお願いします

IPAAについてのまとめ

➤ IBMソフトウェア製品の購入にあたり、初回購入時に本契約条件へ同意

- ✓古くから弊社ソフトウェア製品をご利用いただいているお客様におかれましては、その契約が継続されています
- ✓本契約締結にあたって、各種ご担当者を決めていただいています

➤ パスポート・アドバンテージのご契約条件の記載内容

- ✓ご使用いただく使用許諾範囲: 自社内利用 (50%を超える議決権を保有する関連会社を含みます)
 - エンタープライズ内でご利用いただき、その単位でPAレベルやADなどが設定されます
 - アウトソーシングご利用の場合、別途合意書が必要
- ✓各種利用形態でのご利用/ご提供条件
 - オンプレミスと仮想化環境でのライセンス使用条件
 - 継続的なテクニカル・サポートと新バージョンのソフトウェアの提供(S&S)
 - 期間ライセンスの提供
 - アプライアンス製品の提供
 - クラウド・サービスの提供
- ✓その他
 - ライセンス管理について
 - お客様とIBM間の法的権利義務
 - 各国固有の条件

IPAAにおいて昨今課題となっているいくつかのポイント

➤ パスポート・アドバンテージ契約に対するご担当者が不明確

- ✓ サイト登録から時間が経ち、登録当時のことがわかる人がいない
- ✓ サイト担当者の退職時に、担当者が変更されない
- ✓ サイト担当者を引き継いでも、IPAAの内容までは引き継がれていない

➤ 自社利用となる法人の範囲について

- ✓ エンタープライズの考え方がわかってない
- ✓ 買収、事業譲渡、資本関係の変更があっても正しい運用がされていない

➤ 仮想化環境でのライセンス数

- ✓ 仮想マシンのコア数が予測無しに増加した場合、増加分のライセンス購入が必要
- ✓ ライセンス管理の不徹底

パスポート・アドバンテージ・エクスプレス(PAE)とは



そんなお客様には….

	パスポート・アドバンテージ (PA)	パスポート・アドバンテージ・エクスプレス (PAE)
番号	PA番号(xxxxxxxxxx-xxxxxxxxxx): 契約番号+サイト番号	PAE番号(xxxxxxxxxx): サイト番号のみで構成
特徴	長期契約に基づくボリューム・ライセンスにフォーカス	中堅企業のお客様を主な対象として、利用しやすさにフォーカス
取扱対象製品	DSW製品	
契約条件	パスポート・アドバンテージのご契約条件 (IBM Passport Advantage Agreement = IPAA) https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/internal?id=Z125-5831&lc=ja#detail-document *サイト登録申請書の提出時点で契約条件へ同意	パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件 (IBM Passport Advantage Express Agreement = IPAEA) https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/internal?id=Z125-6835&lc=ja#detail-document *発注時にその都度契約条件へ同意
お客様登録	事前登録・記名・捺印が必要 エンタープライズ内の追加サイト登録が可能	直販(お客様情報登録フォーム) / パートナー様経由(PAEサイト登録申請書)の送付のみ エンタープライズの設定がないので追加サイトの登録不可
料金	購入実績・ポイント累計に基づく料金レベルでの提供	ポイントに依存せず単一料金で提供
アニバーサリー・デート	あり	なし



2 IBMソフトウェアを仮想化環境で使う

□ ライセンス管理はお客様の責任 (IPAA 4.1-a.)

4.1 ライセンスの確認

- a. お客様は、すべての「サイト」およびすべての環境におけるすべての「プログラム」について、以下を作成し、保存し、毎年 30 日前の通知により IBM に提供します。i) ライセンス記録、システム・ツール出力およびその他のシステム情報、ii) サポート文書 (以下、総称して「導入記録」といいます。)

□ 10.2 レポートニングに関するお客様の責任

第 4.1 条の「ライセンスの確認」の条件および適用される「取引文書」に加えて、以下のレポートニングおよび解決の条件が適用されます。

- a. 「サブキャパシティー・ライセンス」および「コンテナ・ライセンス」に基づく「対象製品」について、お客様は最初に導入してから 90 日以内に、該当するライセンス・レポート作成ツールの最新バージョンを適切に導入、実行、およびメンテナンスしてレポートを作成することに同意するものとします。IBM が別のレポート作成ツールを承認しない限り、お客様は以下のツールの利用に同意します。
 - サブキャパシティー製品 - お客様は、IBM License Metric Tool (以下、「ILMT」といいます。)を使用し、<http://www.ibm.com/support/mynotifications> の「ILMT」サポート通知を登録して、更新があれば速やかに導入します。
 - コンテナ製品 - お客様は「IBM License Service」ツールを使用し、「対象コンテナ製品」の資料に従って正しく構成する責任を負います。

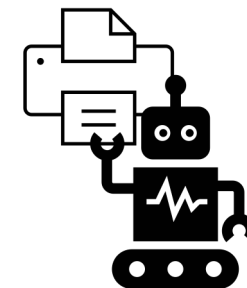
(PA11) コンテナ環境での使用に関する記述が取り込まれました。別途必要とされた補足契約書の締結は不要になります。

フルキャパシティー・ライセンス (物理マシン全体への課金)の場合

- ツールの指定無し、IPAA記述の通りのライセンス管理がされていることが重要

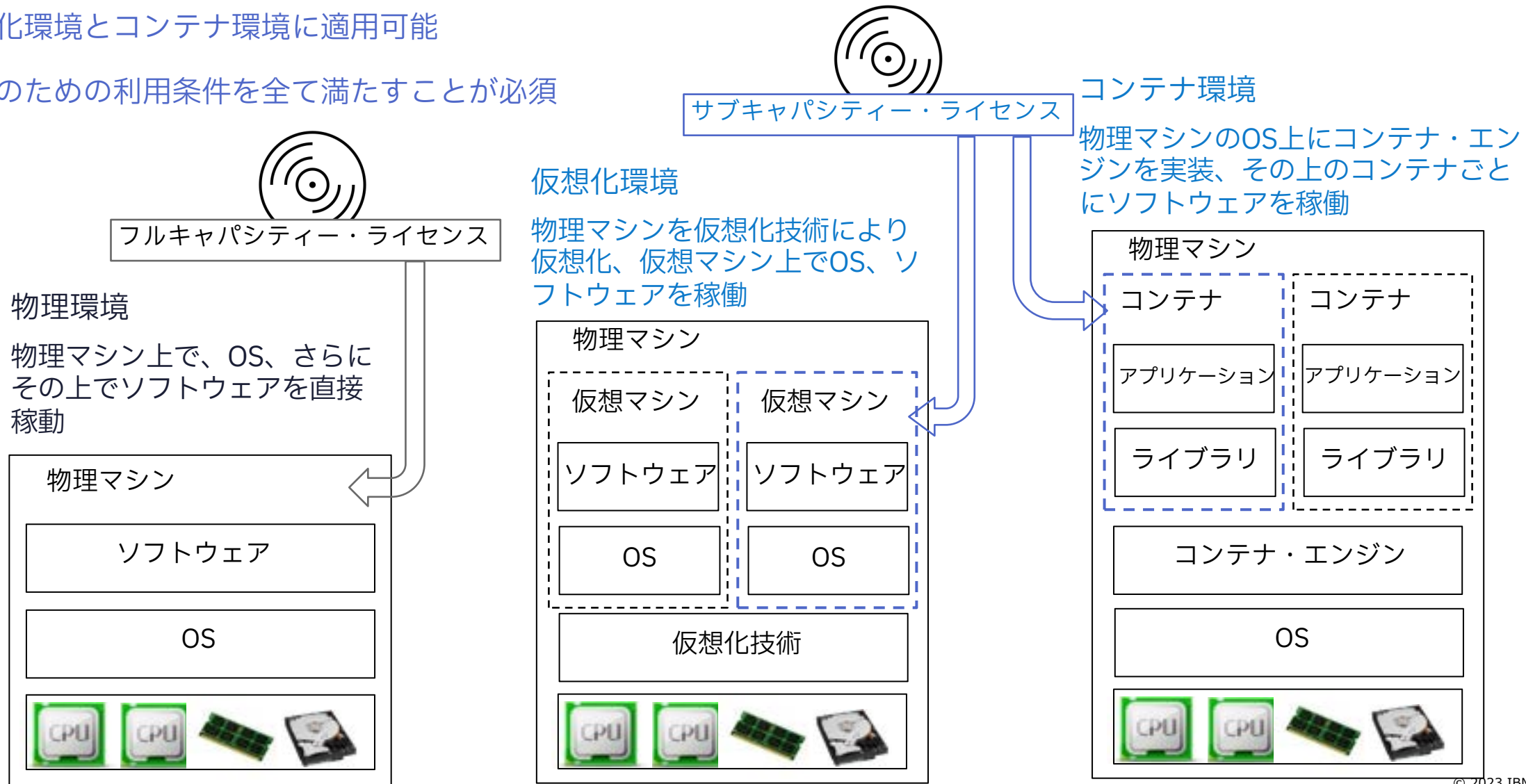
サブキャパシティー・ライセンス (仮想マシン単位の課金)の場合

- 仮想化環境では、「IBM License Metric Tools」によるライセンス管理が必須
- コンテナ環境では、「IBM License Service」によるライセンス管理が必須



サブキャパシティー・ライセンスとは

- 仮想マシンの仮想コアに応じた課金単位PVU, RVU MARC, VPCの取得が必要なライセンス
->IPAA 1.13とそのリンク先URL (<http://www.ibm.com/software/passportadvantage/subcaplicensing.html>)、1.14 参照)
- 仮想化環境とコンテナ環境に適用可能
- 適用のための利用条件を全て満たすことが必須



Sub-capacity licensingのWebサイト (「IPAA 10.1-a.」に記述されたURLリンク)の最新情報を参照

<http://www.ibm.com/software/passportadvantage/subcaplicensing.html>



IBMが認める対象動作環境でのみ利用可能

➤ Eligible Sub-Capacity Products & Technologies->トップページ内に記載

➤ Eligible Virtualization Technologies & OS Technologies

http://public.dhe.ibm.com/software/passportadvantage/SubCapacity/Eligible_Virtualization_Technology.pdf

➤ Eligible Processor Technologies

https://public.dhe.ibm.com/software/passportadvantage/SubCapacity/Eligible_Processor_Technology.pdf

*要件に合致しない製品の使用は、「IPAA 10.3-a.」より追加料金の請求が発生する場合があります

「IPAA 10.2-a. c.」より最新Versionの“IBM License Metric Tool”によるレポートの作成と2年間の保管が必須

<https://www.ibm.com/software/passportadvantage/ibmlicensemetrictool.html>

Sub-capacity (Virtualization capacity) licensing

Sub-capacity licensing lets you license an eligible software product for less than the full capacity of your server or group of servers.

↓ Sub-capacity Overview

↓ Eligible Products and Technologies

↓ End of Support

↓ Requirements

↓ Products Ineligible for Sub-capacity

Sub-capacity Overview

Sub-capacity licensing lets you license an eligible software product for less than the full capacity of your server or group of servers. It provides the licensing granularity needed to leverage various multi-core chip and virtualization technologies.

The sub-capacity software licensing terms are documented in the [International Passport Advantage and Passport Advantage Express Agreements \(IPAA\)](#).

A summary of sub-capacity licensing requirements follows.

[↑ Back to top](#)

Sub-capacity Requirements

Customers who obtain eligible sub-capacity products for use in an eligible virtualization environment must obtain entitlements sufficient to cover all activated processor cores* made available to or managed by the Program, as defined according to the [Virtualization Capacity License Counting Rules](#) and

Use [Eligible Sub-capacity Products](#) (See below)

[PDF Use Eligible Virtualization Technologies](#) 15 December 2022

[PDF Use Eligible Processor Technologies](#) 20 June 2022

[→ Use the IBM License Metric Tool or other approved validated tools](#)

Eligible Sub-Capacity Products & Technologies

Products priced on a per-core metrics listed below are supported for sub-capacity pricing and shown in the left column. IBM License Metric Tool requirements for each metric are listed to the right.

Metric*	ILMT Mandatory**
Processor Value Unit (PVU)	Yes
Resource Value Unit: Managed Activated Processor Core (RVU MAPC)	Yes
Virtual Processor Core (VPC)	Yes (see VPC Policy Change section below.)

Updated 10 May 2022

*For PVU, RVU and VPC metric definitions, please go to [Commonly used license metrics](#).

** IBM License Metric Tool (ILMT) supports license tracking for the "Install" metric out-of-the-box as well as for various other metrics on a program-by-program basis.

+ **VPC Policy update - published 13 July 2022**

[↑ Back to top](#)

The Parts listed below are ineligible for sub-capacity licensing:

Part #s (Lic., Spt., Reinst.)	PID#	Description
D571FLL, E02DTLL, D571GLL	5724A39	WebSphere MQ for HP NonStop Server
D564PLL, E0287LL, D564QLL	5724A38	WebSphere MQ for HP OpenVMS

[↑ Back to top](#)

Ineligible Sub-Capacity Products

*日本語での表示には、翻訳ツール(Google翻訳等)を活用ください

ELIGIBLE VIRTUALIZATION TECHNOLOGY & ELIGIBLE OPERATING SYSTEM TECHNOLOGY

<http://www-01.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html>

Upcoming changes: <https://www.ibm.com/support/pages/node/1079427>

Virtualization technologies and/or operating systems that are to be removed from next version of table are marked in orange. See *Upcoming changes*.

Revised: June 20, 2022

Server Vendor (Processor 1)	Eligible Virtualization Technology (6)	Eligible Operating System (6)	Sub-capacity eligible from (2)	Earliest Supporting ILMT Version/ Release 9.x (3)
LPAR		AIX 6.1	November 2007	9.0.0.0
		AIX 7.1	September 2010	9.0.0.0
		AIX 7.2	October 2016	9.2.5
		AIX 7.3	December 2021	9.2.26
		IBM i 7.2	April 2015	9.2.5 (11)
		IBM i 7.3	October 2016	9.2.5 (11)
		IBM i 7.4		
		IBM i 7.5		
		Red Hat Enterprise Linux 7		
		Red Hat Enterprise Linux 8		
		Red Hat Enterprise Linux 9		
		Red Hat Enterprise Linux 9		
		SuSe SLES 12 LE		
SuSE SLES 15 SP				
		AIX 6.1		

Schedule of removing items from the list of subcapacity eligible technologies

An operating system or a virtualization technology that reaches end of support by its vendor is removed from the list of technologies eligible for subcapacity reporting and the list of technologies supported by License Metric Tool. IBM provides 180 days for moving to a newer version of such a technology.

Plans of removal

The table below provides information about IBM's plans for withdrawing technologies that reached end of support by their vendors from two lists:

- The list of [technologies eligible for subcapacity licensing](#)
- The list of [technologies supported by License Metric Tool](#)

Technology	End of support by vendor	Planned removal from the list of technologies eligible for subcapacity licensing and supported by License Metric Tool
HP-UX all versions		End of 4Q 2022

History of changes

Technology	End of support by vendor	Date of removal from the list of technologies eligible for subcapacity licensing and supported by License Metric Tool
SUSE Linux Enterprise 11		3/31/2019
Ubuntu 16		4/2021
RHEL 5 on Power		10/31/2020
		End of 2Q 2022

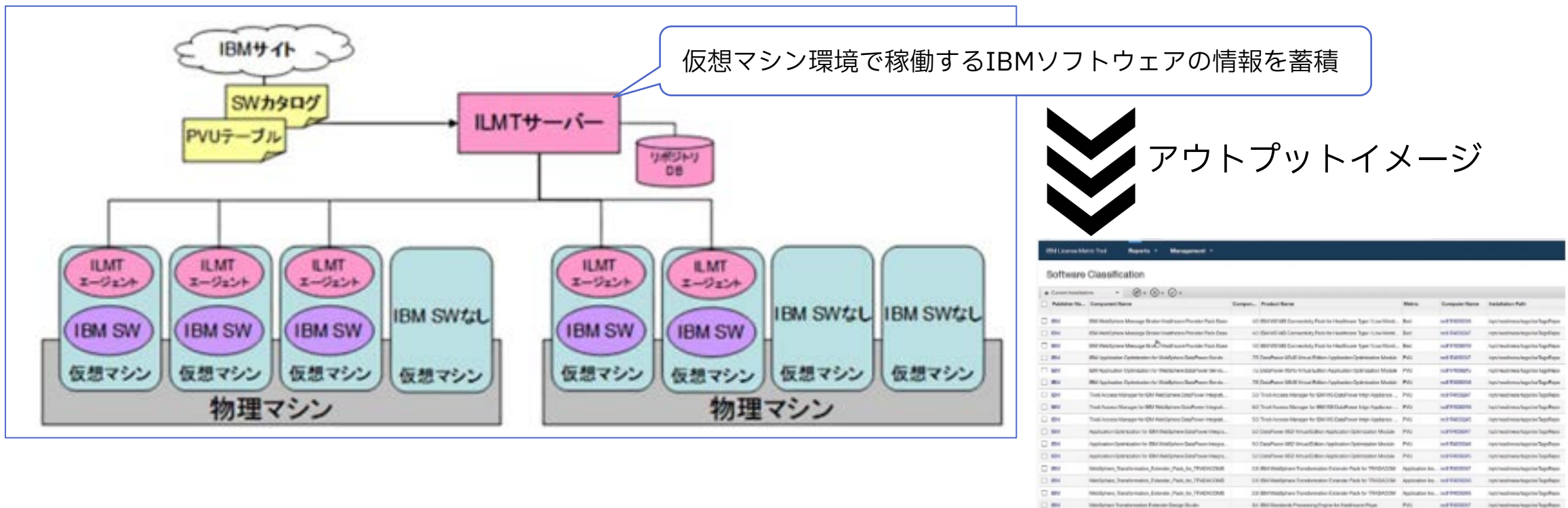
リストから削除予定のTechnologyは
“Upcoming changes”から確認

*日本語での表示には、
翻訳ツール(Google翻訳等)を活用ください

IBM License Metric Tool (ILMT) とは

- IBMソフトウェア製品の仮想マシン上での稼働状況をログするためのIBMソフトウェア
- サブキャパシティ・ライセンスの適用には、最新のILMTの利用が必須(「IPAA 10.2」参照)
- ILMTのライセンス、S&S料金は0円、その他に導入のためのハードウェア調達、システム構築等の費用が発生

ILMT管理システム構築例



ILMTに関する注意点/よくあるお問い合わせ (PA11)

■ ILMT適用例外について (Sub-capacity licensing内のリンク先のSub-Capacity FAQsに記載)

- 以下の条件のいずれかに当てはまる場合、ILMTによるライセンス管理は適用除外となっていた(IPAA Version10に記載)
- i. ILMTが「対象仮想化環境」または「対象サブキャパシティー製品」をまだサポートしていない場合
- ii. お客様の「エンタープライズ」の従業員(契約社員を含む)が1,000人未満で、お客様は「サービス・プロバイダー」(直接またはビジネス・パートナーを通じて、情報技術サービスをエンド・ユーザーのお客様に提供する事業者)ではなく、かつ、お客様が「対象製品」が導入されるお客様の環境の管理を「サービス・プロバイダー」と契約していない場合。さらに、「サブキャパシティー・ライセンス」条件で使用許諾を受けているが、「フルキャパシティー」を元に算出したお客様の「エンタープライズ」サーバーの物理キャパシティーの合計が1,000PVU未満の場合
- iii. お客様のサーバーが「フルキャパシティー」で使用許諾されている場合
- ただし「IPAA 4.1-a.」より、システム・ツールによるライセンス管理は必須
- IPAA Version11では新たな例外の適用は不可、現在例外が適用されている場合、2023年末までは現在のレポートが可能



■ 常に最新のILMTを利用ください

- 「IPAA 10.2-a.」に、最新版を導入および設定することに同意する、と記載

■ 対象仮想化環境(OSや仮想化ソフトウェア)のバージョンが古すぎて対応していないことの判別方法

I. Eligible Technologyのリンク先リストから削除済み

II. Eligible Technologyのリンク先のヘッダーにある、「Upcoming Changes」にて削除予定のTechnologyと予定日を確認

(参考) License Metric Tool ライト-エンドツーエンドのチェックリスト

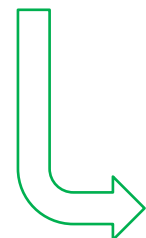
<https://ibm.seismic.com/Link/Content/DCm4fBcBWCfmfGMMWJJCW7BGCj6Pj>

サブキャパシティー・ライセンス条件 (コンテナ環境) (PA11)

IBM Container licensesのWebサイト (「IPAA 10.1-b.」に記述されたURLリンク)の最新情報を参照

<https://www.ibm.com/software/passportadvantage/containerlicenses.html>

(PA11) コンテナ環境での使用に関する記述が取り込まれました。別途必要とされた補足契約書の締結は不要になります。



「IPAA 10.2-a. c.」より最新Versionの“IBM License Service”によるレポートの作成と2年間の保管が必須

- IBM License Serviceは、Kubernetes環境でのコンテナ・ライセンスの稼働状況をログし、管理するために指定されている唯一のツール
- 各IBM CloudPakに同梱済み
- 技術的要件については、当該製品のKnowledge Centerを参照ください
<https://www.ibm.com/docs/en/cpfs?topic=service-license-1xx-operator>

* CloudPak以外のIBMソフトウェア製品のコンテナ持ち込みについて

- talk2sam@us.ibm.com(または製品サポート)に連絡してください
- IBM CloudPak以外の製品をコンテナ環境に持ち込む場合でも、IBM License Serviceでのライセンス管理が必要となるため、当該製品入手のコンタクト先にメール連絡しなければなりません
- 当コンタクト先から入手した場合でも、サポートを受けることは可能です

IBM

Passport Advantage ▾ Passport Advantage Online ▾ Licensing ▾ Software subscription & support ▾

Search 🔍 👤 ☰

IBM Container licenses

Use the links below to learn more about IBM Container Licenses and reporting requirements for IBM Containers and IBM Cloud Paks.

↓ Overview ↓ vCPU Capacity Counting Methodology ↓ Additional License Counting guidance ↓ IBM License Service

Overview

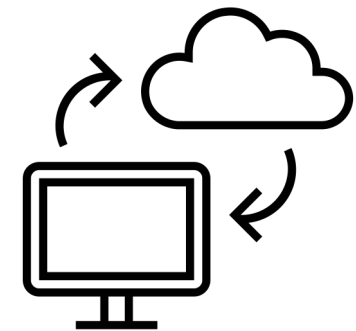
IBM Certified Containers	IBM Cloud Paks
<p><u>Containers</u> are lightweight and portable executable units (images) of software in which application code is packaged, along with its libraries and dependencies.</p> <p>IBM Certified Containers meet standard criteria for packaging and deployment of containerized software with platform integrations and can be run on any supported Kubernetes orchestration</p>	<p>IBM Cloud Paks® are integrated software solutions built on the <u>Red Hat® open hybrid cloud platform</u> enabling build once and deploy anywhere.</p> <p>IBM Cloud Paks streamline container deployment and management and enable portability and consistent governance across infrastructures with the Red Hat OpenShift Container Platform (OCP) that builds on top of the open source</p>

Public Cloud環境におけるIBMソフトウェアの利用について (BYOSLポリシー)

- 最新のIBM Eligible Public Cloud Bring Your Own Software License(BYOSL)ポリシーの適用が必須
https://www.ibm.com/software/passportadvantage/eligible_public_cloud_BYOSL_policy.html
- Public Cloudは仮想化環境であり、よってILMTもしくはIBM License Serviceによるライセンス管理が必須
- ILMTやIBM License Serviceによるライセンス管理が可能な環境を、IBM Eligible Public Cloud BYOSL policyにて指定しており、対象外のクラウドサービス(サードパーティ・クラウド・サービス)での利用は一切認められません

*IBMソフトウェアが利用できるクラウドサービス(Eligible Public Clouds) as of Dec 2022

- IBM
- Alibaba
- Amazon
- Fujitsu
- Google
- KDDI
- Microsoft
- NEC
- NTT Communications
- Oracle
- Tencent





Search



Passport Advantage ▾ Passport Advantage Online ▾ Licensing ▾ Software subscription & support ▾

Eligible Public Cloud BYOSL Policy

The Eligible Public Cloud Bring Your Own Software License (BYOSL) policy allows you to deploy any IBM software licensed to you directly or through an authorized IBM reseller under the terms and conditions described here.

↓ Eligible IBM Software

↓ Eligible Public Clouds

↓ Licensing requirements and conditions

Eligible IBM Software

The Eligible Public Cloud Bring Your Own Software License (BYOSL) policy allows you to deploy and execute on an Eligible Public Cloud (EPC) any IBM software licensed to you directly or through an authorized IBM reseller under IBM license terms, subject to the use authorizations and restrictions stated in the applicable governing license agreements and transaction documents for such software including the IBM International Passport Advantage (IPAA) and IBM International Program License Agreement (IPLA) and the License Information documents applicable to the software.

This policy does not apply to IBM zSeries software or to any IBM software sublicensed to you by a third party. This policy also does not apply if you are an IBM Business Partner authorized to deploy your solution on a hosted environment – such situations are handled under a separate arrangement.

[↑ Back to top](#)

*日本語での表示には、翻訳ツール(Google翻訳等)を活用ください

Eligible Public Clouds

The Eligible Public Clouds (EPCs) subject to this policy are defined by provider below.

— IBM

Provider	Offering	PVUs per vCPU or Core	For more details go to:	Required IBM Licensing Tools
IBM	IBM Cloud Virtual Servers	See Note 1 below	https://www.ibm.com/cloud	Traditional Deployments: IBM License Metric Tool
	IBM Cloud Containers	See Note 1 below	https://www.ibm.com/cloud	Red Hat OpenShift Deployments: IBM License Service
	IBM Power Virtual Server	See Considerations for IBM Power Systems Virtual Servers in the note sections below.	https://www.ibm.com/cloud/power-virtual-server	Amended PA terms for Container Licensing (via Addendum)
	IBM Cloud Bare Metal Servers	See Note 2 below	www.softlayer.com https://www.ibm.com/cloud	
	IBM Kubernetes Service (IKS)	See Note 1 below	www.ibm.com/cloud/container-service/	IBM License Service Amended PA terms for Container Licensing (via Addendum)
	Red Hat OpenShift on IBM Cloud ⁴	See Note 1 below	https://www.ibm.com/cloud/openshift	Amended PA terms for Container Licensing (via Addendum)

*日本語での表示には、翻訳ツール(Google翻訳等)を活用ください

IBMソフトウェアを稼働させることができる範囲 (PA11)

IBMソフトウェアは「IPAA 15-a.」で、稼働させることができる範囲を、お客様が管理できるマシンに限定しています

15. 共通事項

- a. 「対象製品」は、お客様の「エンタープライズ」内に限り使用するものとします。お客様は「対象製品」を第三者に譲渡、再販、賃貸、リース、または移転することはできません。これらの試みは、無効とします。「アプライアンス」のリースバックのファイナンスを行うことはできません。「対象製品」は、営利目的で第三者にホスティング・サービスまたはその他の情報技術サービスを提供するために使用することはできないものとします。

- ここでの「エンタープライズ内」とは、エンタープライズで完結した管理ができるものを意味しています。場所や特定の機器を示しているものではありません。例えば「ホスティング・サービス」には、いろいろなサービスが付帯されますが、何の付帯もない単なるサーバーという箱をお客様が借りて、その上でIBMソフトウェアを稼働させることは問題ありません。しかしながら、サーバーの運用や管理など、IBMソフトウェアに触れる可能性がある場合には、「第三者によるプログラム・アクセスに関する合意書」が必要となります。
- パブリック・クラウドは、物理サーバーそのものがお客様が管理できないものですので、これを踏まえると実質的には利用できないこととなります。そのため、IBM Eligible Public Cloud BYOSL policyを設定して、利用できる範囲は限定していますが、利用することができるクラウド・サービスを定義しています。
- したがって、PAご契約条件下で利用する全てのIBMソフトウェアは、エンタープライズで完結した管理ができない場合、その利用ができないことを示しています。

利用環境ごとのライセンス管理のまとめ (PA11)

□ お客様は登録申請書を提出することによってPAのご契約条件に同意されています (IPAA 1-a.)

□ PAのご契約条件のライセンス管理に関する記述

- ライセンス管理はお客様の責任 (IPAA 4.1-a.)
- 仮想化環境におけるサブキャパシティー・ライセンス条件 (IPAA 10.1-a.)
(参照先*) <http://www.ibm.com/software/passportadvantage/subcaplicensing.html>
- サブキャパシティーでの使用におけるレポーティングの責任 (IPAA 10.2)

□ サブキャパシティー・ライセンスに含まれる使用環境

- コンテナ・ライセンス (IPAA 10.1-b.)
(参照先*) <https://www.ibm.com/software/passportadvantage/containerlicenses.html>
- パブリック・クラウドでの使用
(参照先*) https://www.ibm.com/software/passportadvantage/eligible_public_cloud_BYOSL_policy.html

*常に最新の参照先情報を確認ください

□ 使用環境/ライセンスに応じた適切な管理をお願いします

IBMソフトウェアのご利用環境	ライセンス形態	
	フルキャパシティー・ライセンス PVU, サーバーライセンスなどによる 物理環境利用	サブキャパシティー・ライセンス PVU, RVU, VPCによる仮想化環境 利用
自社オンプレ	システムツールによるライセンス管理	ILMT管理
IBM Eligible Public Cloud	ILMT管理 * IBM Cloud Bare Metal Servers	ILMT管理
コンテナ	ILS管理	ILS管理

お客様/ビジネス・パートナー様

- eCustomer Care

https://www.ibm.com/contact/jp/ja/help_chat.html

*チャットボットにてお問い合わせください

*ソフトウェア固有のお問い合わせは弊社製品担当営業までお問い合わせください



IBM

